

タイの食品輸入規制等について

2024年3月

JETRO Bangkok

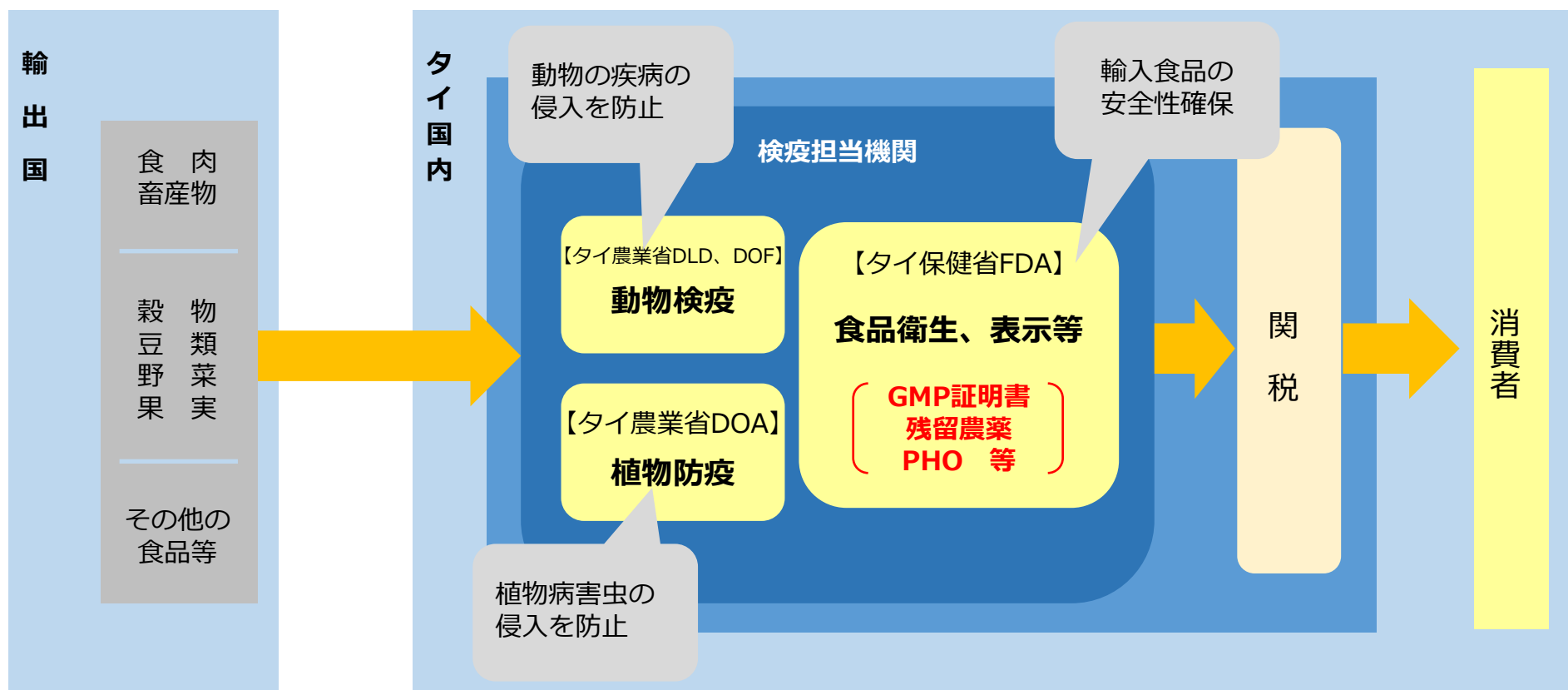
目次

| | |
|--------------------------|---------|
| 1. 全体像 | P.1-6 |
| 2. タイ保健省告示420号関係（GMP証明書） | P.7-14 |
| 3. 最近の規制等の動向 | P.15-22 |
| 4. 青果物の場合 | P.23-28 |
| 5. 関税関係（JTEPA、RCEP等） | P.29-34 |
| 6. 参考資料、JETROサービス等 | P.35-41 |

1. 全体像

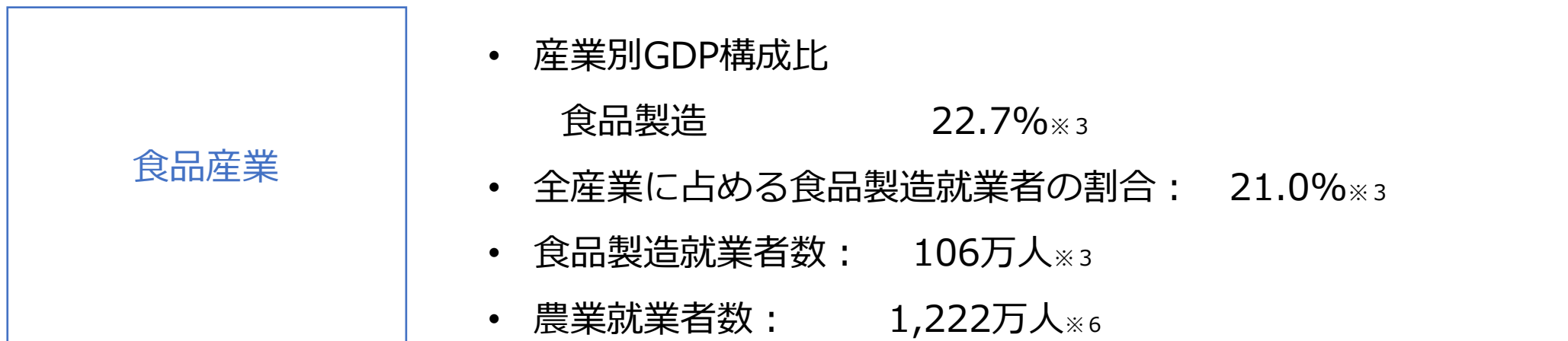
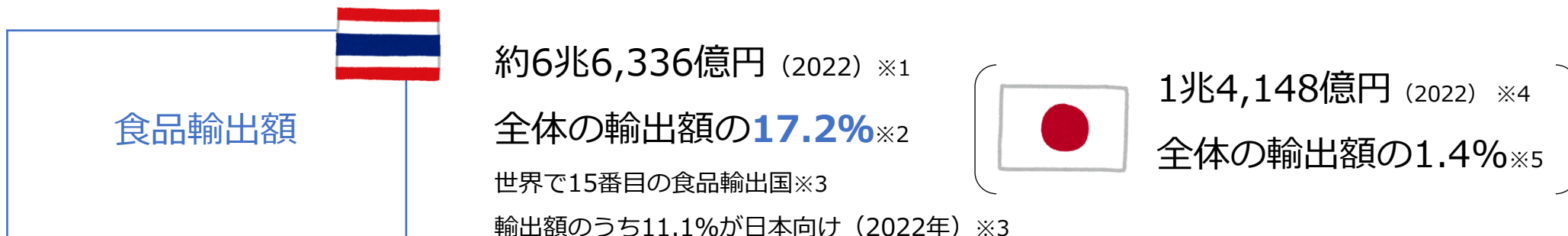
食品が輸入される際には、

- ① 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止
- ② 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保
- ③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



◆ タイ政府にとって、世界への食品輸出は重要。

◆ 一次産業の高度化・高付加価値化等を図るとともに、世界の規制潮流を迅速に自国に反映。



※1 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office、1USD=134.04円換算。

※2 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office

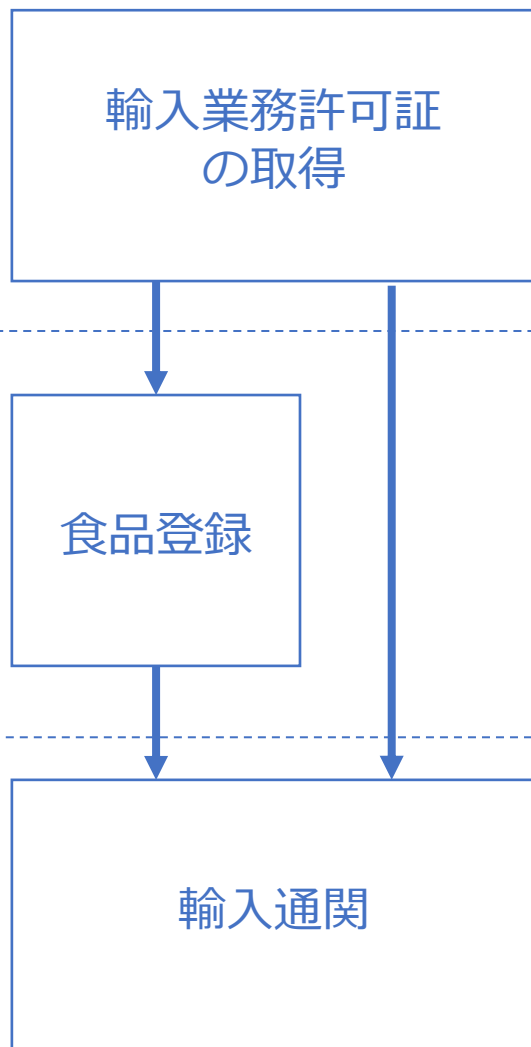
※3 NFI-FIC "Thailand Food Industry Profile 2022"

※4 財務省貿易統計をもとに農林水産省作成「2022年の農林水産物・食品の輸出実績の概要」

※5 財務省貿易統計をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※6 タイ国国家統計局 2022

- ◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。
- ◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。



- 酒類以外のすべての食品について、輸入業務許可証（Orr. 7様式）をタイ保健省から取得（有効期間3年間）。
- 加えて、品目によっては、農業協同組合省等からも別の許可証を得る必要（例：畜産物取引許可証（Ror 10/1様式）等）。
- 登録の必要性、申請書類等は、食品の種類によって異なる（分析機関による分析が必要な品目もある）。要する期間は、商品や提出書類によって異なる（即日終了する場合もあれば、数か月等に及ぶ場合、登録が認められない場合もある）。
- 登録時に全ての法令との整合性がタイ保健省FDAに確認されるわけではなく、**その後のプロセスで不備が見つかった場合は、登録済みであっても輸入できない。**
- 植物検疫証明書、PHO不使用レター等、用意が必要な資料は、食品の種類によって異なる。
- 現場の担当官、担当官へ説明を行う輸入者等により、規制の運用の細部が異なる場合がある。（**過去に輸入が出来た同じ商品であっても、不備が見つかり、輸入が出来なくなることがある。**）

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

1-4 近年公布・施行された食品関連規制の例（2018年～2021年）

| 告示等 | 施行 | 概要 |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| 保健省告示第386号 | 2018年8月施行 (2019年8月本格施行) | 青果物の選別・梱包施設に関する基準を設定、輸入品に関する証明書の要求 |
| 保健省告示第388号 | 2019年1月施行 | 部分水素添加油脂（PHO）の使用を禁止 |
| 保健省告示第394号 | 2019年4月施行 | GDA（Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン）表示が必要な食品の範囲を拡大 |
| 輸入通関時の青果物の 残留農薬検査のガイドライン | 2020年8月運用開始 | 青果物の通関時におけるサンプル抽出・残留農薬検査を開始 |
| 保健省告示第414号 | 2020年11月施行 | カドミウム等、食品中の汚染物質に関する規制を改正 |
| 保健省告示第416号 | 2021年1月施行 | サルモネラ等、食品中の病原菌に関する規制を改正 |
| 保健省告示第418号 | 2020年10月施行 | 食品添加物に関する使用条件等の改正 |
| 保健省告示第419号 | 2021年6月施行 | パラコートやクロルピリホス等といった農薬成分の食品中からの検出禁止 |
| 保健省告示第420号 | 2021年4月施行 2021年10月本格施行 | 食品製造施設に求める基準に関する9本の告示を統合・改編 ⇒現在も問い合わせが一番多い告示 |

1-5 近年公布・施行された食品関連規制の例（2022年～）

| 告示等 | 施行 | 概要 |
|--|-----------------------------------|--|
| 保健省告示第431号 保健省告示第432号 | 2022年12月施行 | 遺伝子組み換え生物を食品に使用する場合の基準や手続きを新たに定め、ラベル表示も規定 |
| 保健省告示第435号 | 2022年6月施行 (2025年6月猶予期間終了) | 食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を改めるとともに、再生プラスチックの使用を解禁し品質等を規定 |
| 保健省告示第441号 保健省告示第442号 | 2023年6月施行 (一部は施行日から2年以内の猶予期間) | チョコレート・同製品とカカオ豆由来製品に関する新告示 |
| FDA通知の廃止 | 2023年7月施行 | 新型コロナ流行に鑑み、各種手続きに関して、原本書類の代わりに書類の写しまたは電子書類を使用できるなど幾つかの緩和措置を認めていたが、緩和措置は終了 |
| FDA発表 | 2023年8月導入 | 食品・医薬品・化粧品・医療器具の輸入手続きに電子化を導入、例えばGMP証明書の事前登録で通関業務を迅速化 |
| FDA発表 | 2023年8月導入 | 優良な輸入業者については食品や医薬品などの通関検査を大幅に簡素化・迅速化 |
| 保健省告示第281号の 関連文書更新 | 2023年10月施行 | 水抽出しただけのクチナシ黄については、タイ当局の定める天然着色料規定での定義に該当し、天然着色料規定で定める各種基準を順守した上で使用可能に |
| 保健省告示第444号 | 2023年12月施行 (一部は施行日から2年以内の猶予期間) | 食品添加物の使用基準を変更 |
| 商務省規定 | 2024年から2026年までの関税割当 | 茶を含む5品目について、2024年から2026年までの関税割当申請の手続きなどを定める |
| 保健省告示第445号 保健省告示第446号 保健省告示第447号 保健省告示第448号 | 2024年7月施行 (一部は施行日から3年以内の猶予期間) | 食品表示に関して、「栄養表示」「GDA表示」「健康強調表示」の規定を一部改正するとともに、「栄養補助食品」の基準等を一部改正 「健康強調表示」にはいわゆる機能性表示が含まれる |

2. タイ保健省告示420号関係 (GMP証明書)

- ◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。
- ◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要**。保健省告示第420号の公布により、**アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について証明書が求められること**となった。
- ◆ 使用可能な証明書の具体例としてISO22000等がタイ政府から公表されている。具体例に記載がなくとも、
①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているものであれば使用可能。

○タイ保健省告示第420号の基準例（イメージであり他にも多数規定あり）

- ・ 立地場所、建物などに関する事項

製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること 等

- ・ 製造用ツール・機械・設備などに関する事項

毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること 等



◆ GMP証明書に関連する文書は多数存在。目的に応じて参照を。

○保健省告示第420号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒告示本体。基本 requirements 及び個別 requirements 1、2、3の本文を掲載。

○保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン(2023年10月版)（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒食品輸入に際して必要な証明書の運用面等について示した文書。告示本体に次いで重要。使用可能な証明書例も。

○保健省告示第420号に関するQ&A（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒文字通りQ&A。輸入食品が保健省告示420号の順守義務の対象になるか否かの判定条件等、細かい運用面を掲載。

○保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒420号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

○保健省食品検査所ウェブサイト（各国の政府機関が発行する使用可能な証明書等の様式例を掲載）（[リンク](#)）

⇒日本の営業許可証や農林水産省が発行するGMP証明書等はここに掲載されている。

○保健省告示第420号に規定する要求事項との比較における指針（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒取得している証明書の規格の内容が保健省告示420号の定める基準と同等以上かどうかを確認するためのツール。

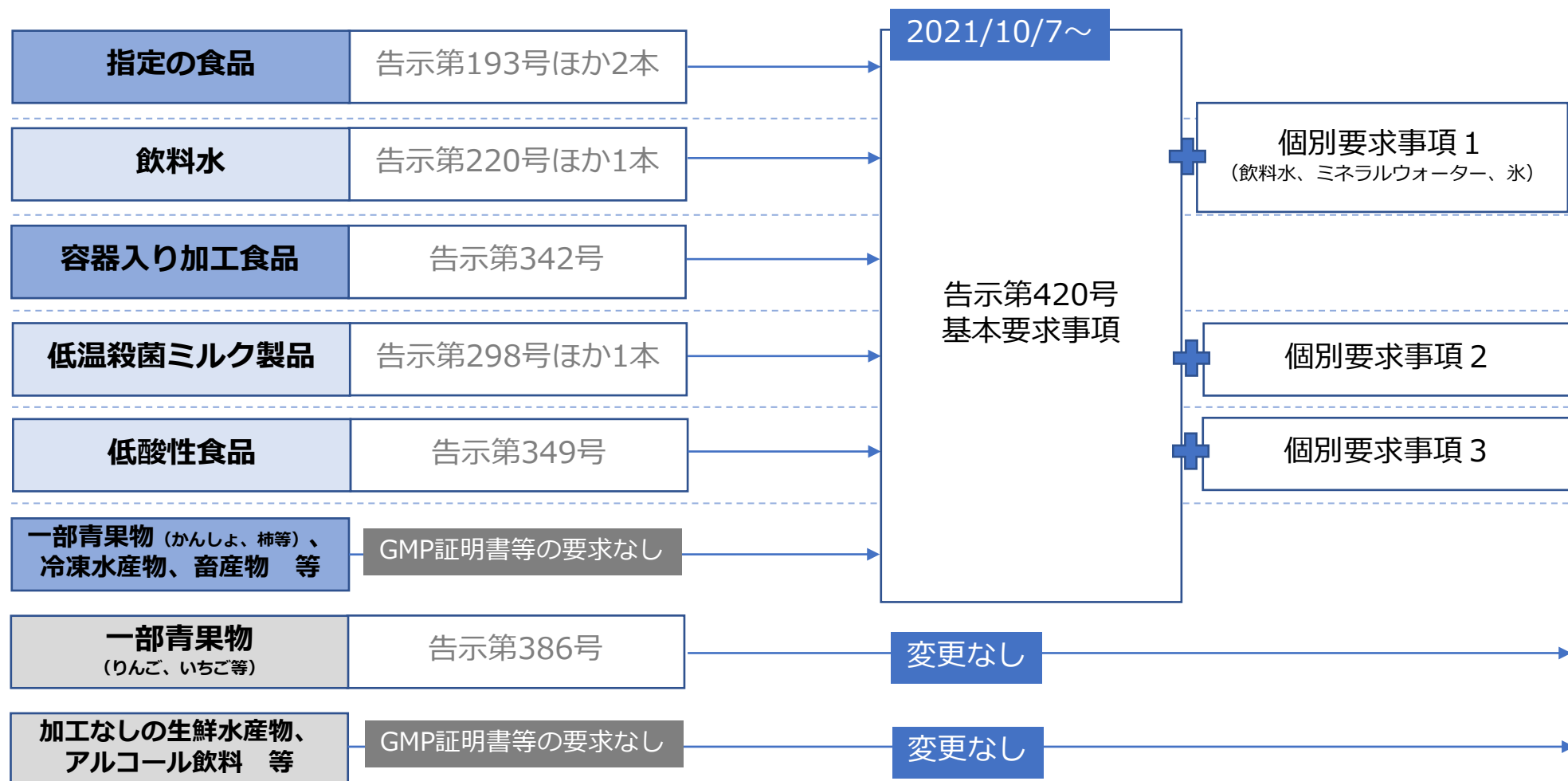
○保健省告示第386号本体（[原典](#)・[仮訳](#)）

⇒告示本体。386号の対象となる生鮮野菜・果物のリストや求められる衛生基準の本文を掲載。

○保健省告示第386号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例（[原典](#)）※定期的に更新される

⇒386号に使用可能な証明書の例を多数掲載。取得している証明書が使用可能か確認したいときはこちらを参照。

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（[アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる](#)）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用**※



出所：タイの法令や政府ヒアリングをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

※保健省告示第420号施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得していたか否かで判断。

2-4 使用可能な証明書の例

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表（**ISO9001は使用不可**、また法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものの一部については、却下されるケースも出てきている）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

2022年6月1日時点

大半の食品

保健省告示第420号
基本 requirements

- Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。
- 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく **営業許可証も使用可能**。
- **牛肉・豚肉の場合**は、**食肉衛生証明書**（2021年11月29日以降に発行されたもの）も使用可能。
- **青果物の場合**は、**保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、タイ向けJFS規格適合証明書、J-GAP等）。

全ての食品で
使用可能

一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)

飲料水、ミネラル ウォーター、氷

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 1

- CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。

低温殺菌ミルク製品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 2

- CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。

低酸性食品

保健省告示第420号基本 requirements
および個別 requirements 3

- CAC/RCP 23-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。

一部青果物 (りんご、いちご等)

保健省告示第386号

- 行政機関発行の証明書
- タイ向けJFS規格適合証明書
- GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP 等。上記以外も具体例が公表されている。

- 農林水産省発行のGMP証明書
(保健省告示386号で指定される青果物を除く)
- ISO 22000: 2005.
- FSSC 22000
- JFS-C
- JFS-B

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

2-5 日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例

| 規格・証明書名 (※1) | 告示420号 (※2) | | | | 根拠・補足 |
|------------------------------|-------------|---------|---------|---------|---|
| | 基本 | 個別 1 | 個別 2 | 個別 3 | |
| ISO 22000 FSSC 22000 | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 |
| JFS-C JFS-B | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 |
| 農林水産省 GMP証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 取得の手続きは農林水産省ウェブサイトを参照。 |
| 食品衛生法に基づく 営業許可証 | ○ | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明(※)を受ける必要。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p> |
| 告示386号に 使用可能な証明書 (青果物) | ○ | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」に使用可能である旨が明記。 386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。 |
| 食肉衛生証明書 (牛肉・豚肉) | ○ | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、2021年11月29日以降に発行されたものである必要。(420号対応に向けて様式を変更したため。) |

※1 上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。

※2 使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

- ◆ 使用可能な証明書については、「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」で基準が定められている。
- ◆ この基準に合致しないと担当官が判断した場合、使用が認められないケースもある。

【発行者に関する規定】

- 製造者の国の担当政府機関 (Competent Authority)
- 製造者の国の担当政府機関から認められたその他の機関
- 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)のメンバーで、IAFから認められた認定機関 (Accreditation Body ; AB) から認定された認証機関 (Certification Body ; CB)

のいずれかが発行した証明書である必要。

- 証明書の発行機関がこれらのいずれにも該当しない場合、当該証明書の規格自体は告示420号の求める基準を満たしていても、使用が認められない。

【記載事項に関する規定】

- 製造施設の名称及び所在地
- 告示420号に規定する基準と同等以上の製造システム規格
- 輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲
- Manufacturing, Processing など認証を受けた活動
- 証明書の発行機関
- 認証日及び認証の有効期限（認証の有効期限が記載されていない場合、このCertificateの有効期間は、文書の発行日又は認証の適用日から1年以内とする。）

- 例えば証明書の認証範囲が商品Aの製造業であった場合、当該証明書を使用して商品Bの輸入はできない。
(商品Bを認証範囲に含む証明書が必要。)

が記載されている必要。

◆ 保健省告示第420号の運用が始まった2021年10月7日以降、弊所によく寄せられる相談・質問をまとめた。

| 相談・質問 | 対応・回答 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> GMP証明書はいつどのような場面で求められるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> GMP証明書は、主に①食品登録時、②輸入通関時に求められます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 個別要求事項1、2、3はどういった製品で求められるのか。どのように判断すれば良いのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 基本 requirements のみで良い製品なのか、個別要求事項も求められる製品なのかはFDAにより判断されます。食品登録時、あるいはその前にFDAに確認を行うことが重要です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> FDA担当官から、証明書に記載された「輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲」が製品と合致しないと指摘を受けた。どうすれば良いか。 | <ul style="list-style-type: none"> 営業許可証や農林水産省GMP証明書の場合、書面に記載されている「○○業」の名称によっては、輸入しようとしている製品の製造を包含していることが分かりにくい場合があります。 説明に窮した場合には、ジェットロや大使館にお問い合わせください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 営業許可証は、英訳と、大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明（※）を受ける必要があるとのことだが、誰がどのようにすれば良いのか。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明</p> | <ul style="list-style-type: none"> 営業許可証の英訳は、輸入業者様や輸出業者様等が各自で行ってください。 その上で、「翻訳形式の宣誓式署名証明」については、在タイの輸入業者様等が在タイ日本国大使館領事部に営業許可証の写し及び英訳を持ち込み、申請の上、発行を受けてください。ただし、申請者は日本の国籍を有している必要があり、申請者本人が申請窓口に出頭し、担当者の面前で書類に署名を行う必要がある点についてご留意下さい。 <p>(参考) 在タイ日本大使館ウェブサイト領事関連情報証明関係手続一覧「7. 宣誓式の署名証明 (英文)」 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 営業許可証を使用しようとしたが、FDA担当官から、「○○法○○条に基づき」の記載が55条または52条となっていないから不可という指摘を受けた。どうすれば良いか。 | <ul style="list-style-type: none"> 基本的に、食品衛生法に基づく営業許可証は全て、法55条（2021年6月の法改正前に発行されている場合は52条）に基づき発行されています。 55条又は52条以外の条に従って発行と記載されている場合、当該許可証は、食品衛生法ではなく都道府県の条例等に基づいて発効されている場合がほとんどです。 都道府県の条例等に基づく証明書の場合、条例等で定める基準が保健省告示420号の求める基準と同等以上であることが必要です。 |

3.最近の規制等の動向

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では対応が必要。

各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性がある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

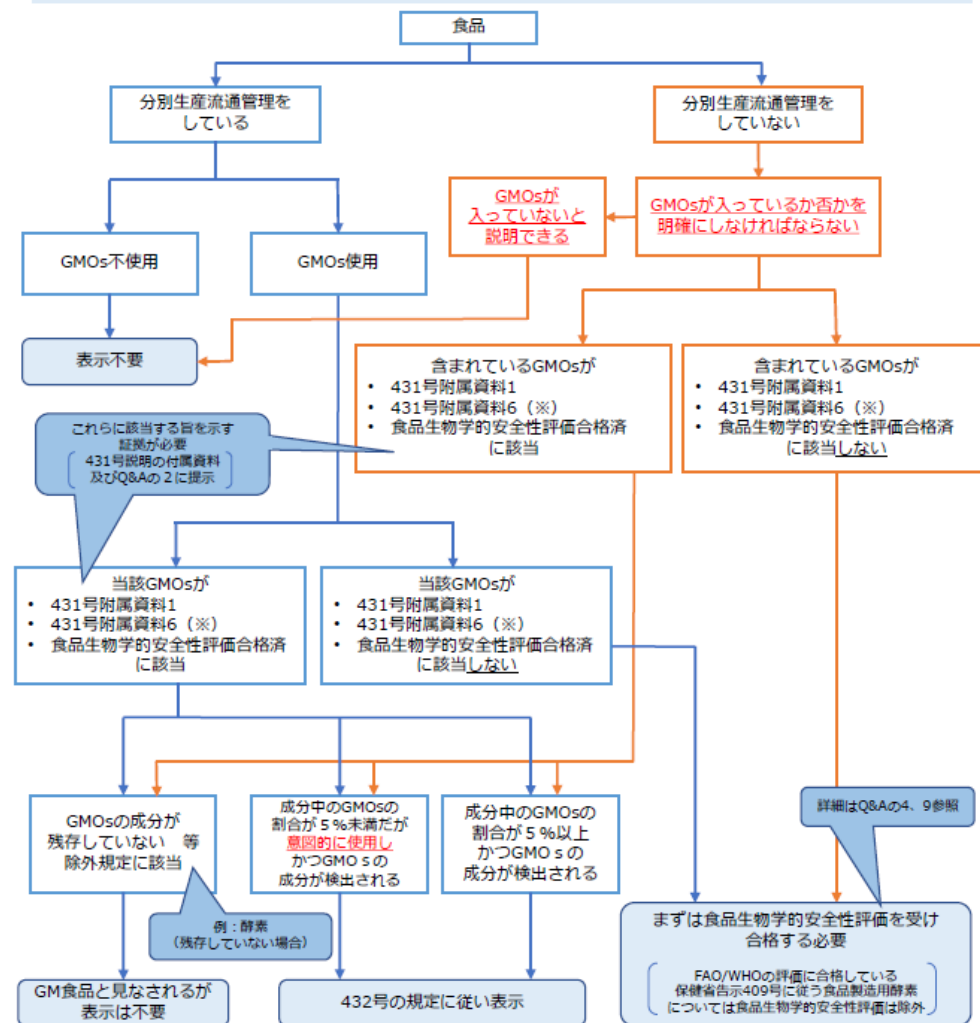
- ◆ 告示431号付属資料1に記載の遺伝子組換え生物由来の食品、もしくは規定の機関による食品生物学的安全性評価を行った遺伝子組換え生物由来の食品**以外**の遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を禁止。
- ◆ 該当しない遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を行うには、規定の機関による食品生物学的安全性評価に合格し、また、保健省食品・医薬品委員会事務局に必要書類を提出する必要。
- ◆ 告示432号は「遺伝子組換え生物由来食品」のラベル表示について規定。（本告示の施行以前に遺伝子組換え生物由来食品の製造、または輸入の認可を受けていた場合には、猶予期間を設けており、本告示施行日から2年以内に限り認可を受けたラベルで販売を継続可能。）
- ◆ 2023年1月24日には、タイ輸出支援PF主催で、FDA担当官を招いた説明会を実施。

タイPFでは本規制に関する解説資料を作成しており、詳細についてはビジネス短信やその添付資料を参照のこと。

4 日本からの輸出を想定した場合のフロー図

2023年2月10日時点

- これらの情報をもとに、日本からの輸出を想定した場合のフロー図は以下のとおり。
- 告示上、「分別生産流通管理をしていない（いわゆる遺伝子組換え不分別）」という考え方が存在しないことに留意。
- 個別の食品の取り扱いについてはタイ保健省に確認を行う必要。



※ 付属資料6に掲載のものについては告示施行日から5年以内が期限。2027年12月4日以降は食品生物学的安全性評価を受け、合格していなければ製造・輸入・販売できない。
 ※※Q&Aによれば、告示の施行（2022年12月4日）より前に製造・販売・輸入の許可を得ていた遺伝子組み換え生物由来食品については、あらかじめFDAに書類や証拠を提出する必要がない（ただし、説明を求められた場合に備え、書類や証拠を所持しておく必要がある）。
 Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ保健省は6月17日、保健省告示435号「[食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格に関する告示](#)」（日本語仮訳）を官報に掲載、翌6月18日から施行した。同告示については、2022年3月まで告示案に対する意見公募が行われていた（[2022年3月1日記事参照](#)）。

保健省告示435号においては、従来の保健省告示第295号「[プラスチック容器包装の品質規格](#)」（英訳）を廃止したうえで、**輸入食品を含め、食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を新たに定めており、その詳細をプラスチックの種類別に付属表1に規定している。付属表1に規定された種類以外のプラスチックの使用には、安全性評価結果報告書などが必要**とされている。また、従来禁じられていた再生プラスチックの使用が認められており、その品質や規格、条件が定められている。

なお、**保健省告示435号の施行日（2022年6月18日）から3年間は、従来の保健省告示295号と同等の品質・規格（保健省告示435号の付属表2に規定、注）のプラスチック容器包装の使用も認める**とする猶予期間が設けられている。

ジェトロは日本の農林水産省と連携し、日本で製造された食品に使われているプラスチック容器包装が保健省告示435号付属表1に規定された種類・規格に適合しているかどうかの確認を進める予定だ。

（注）今回施行された保健省告示435号においては、告示施行日から3年間は付属表2に基づくプラスチック容器包装の使用を許可するとされているが、この付属表2の内容は、従来の保健省告示295号に規定されている品質・規格を転記したものとなっている。

【規定のあるプラスチックの種類一覧】

1. ポリ塩化ビニル (polyvinyl chloride)
2. ポリエチレン (polyethylene)
3. ポリプロピレン (polypropylene)
4. ポリスチレン (polystyrene)
5. ポリ塩化ビリニデン (polyvinylidene chloride)
6. ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)
7. ポリカーボネート (polycarbonate)
8. ポリアミド (polyamide) 又は ナイロン (nylon)
9. ポリビニルアルコール (polyvinyl alcohol)
10. ポリメチルメタクリレート (polymethyl methacrylate)
11. ポリメチルペンテン (polymethyl pentene)
12. メラミンホルムアルデヒドポリマー (melamine-formaldehyde polymer)
13. 牛乳又は乳製品収納用プラスチックの食品接触面は、次の種類のプラスチックとする。
 - 13.1 ポリエチレン (polyethylene)
 - 13.2 エチレン・1-アルケン共重合樹脂 (ethylene1-alkene copolymerized resin)
 - 13.3 ポリプロピレン (polypropylene)
 - 13.4 ポリスチレン (polystyrene)
 - 13.5 ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)

○2022年7月26日付ビジネス短信
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/679653dea284c55b.html>

| 付属表1 の各種表 | 内容 |
|--------------|---------------------------------|
| 表1 | 各種プラスチックの食品への溶出移行に関する品質又は規格 |
| 表2 | 重金属の移行に関する品質又は規格 |
| 表3 | 芳香族第一級アミン類の移行に関する品質又は規格 |
| 表4 | 特定種プラスチック容器包装の特定物質の移行に関する品質又は規格 |

◆ 2023年11月28日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/c8a35ebd24b45090.html>)

タイ保健省食品・医薬品局（FDA）は10月27日、保健省告示281号「食品添加物」（英語仮訳）の関連文書としてFDA [ウェブサイトに掲載](#)されている「植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素のリスト」（天然着色料リスト）を更新し、リストに「クチナシ（乾燥の実と果実）」を加えた。

天然着色料リストでは、食品添加物のうち「植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素の規定」（天然着色料規定）で定める天然着色料の定義（注）に該当するもので、食品への使用が認められる天然着色料をリスト化している。

一般的にタイで食品添加物を使用するには、保健省告示418号「食品添加物の使用基準、条件、方法、比率の規定（第2版）」で定めた食品添加物ごとの使用基準を順守する必要があり、使用基準が定めていない場合にはFDAに申請し、承認を得る必要がある。

一方、[タイの輸出支援プラットフォーム](#)でFDAに確認したところ、天然着色料規定での定義に該当しており、かつ、天然着色料リストに記載されている天然着色料については、保健省告示418号の適用外で、同告示に使用基準が定められていなくても使用可能との回答が得られた。ただし、天然着色料規定で定める各種基準は順守する必要がある。

例えば、天然着色料リストに今回追加された「クチナシ（乾燥の実と果実）」については、次のとおりとなる。

- 水抽出しただけのクチナシ黄については、天然着色料規定での定義に該当するため、天然着色料規定で定める各種基準を順守した上で使用可能
- 酵素処理を経るクチナシ赤、青は、天然着色料規定の定義に該当しないため、告示418号で使用基準が定められない限りは使用不可

「天然着色料リスト」には、従前からベニバナや赤キャベツなども記載されている。

（注）天然着色料規定で、天然着色料とは、「水による抽出または物理的な方法（FDA担当官は粉碎や乾燥を例示）により得られた着色料」と定義している。化学的処理を得た着色料は含まれず、日本でのいわゆる「天然着色料」より範囲は狭くなっている。

◆ 2024年2月1日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/9b49c7eebb6edb12.html>)

タイ保健省食品・医薬品局（FDA）は1月5日、食品表示などに関する新たな保健省告示4本を官報に掲載するとともに、新告示4本の概要や従来との変更点を説明する資料をFDAウェブサイトに掲載した。新告示はいずれも7月2日の施行となるが、施行日より前にFDAが承認した販売目的の食品については、施行日から3年間（2027年7月1日まで）は商品を引き続き販売することが可能となっている。

2月14日にはFDAによるオンライン説明会が開催される予定。

タイの食品表示制度は、（A）義務的に表示を求めるもの、（B）任意で表示できるものの2つに大別される。このうち（A）には、（1）包装された食品全てに求めるラベル表示、（2）（1）に加えて、一部の食品に求める栄養表示、（3）（2）に加えて、さらに一部の食品に求めるGDA（Guideline Daily Amount）表示、（4）その他の各種表示などがある。（B）の任意で表示できるものには、健康強調表示をはじめ複数のものがある。

新告示のポイントはそれぞれ次のとおり。

1. 保健省告示445号「**栄養表示**」

- （A）義務的に表示を求めるもののうち、（2）の一部の食品に求める栄養表示について規定。現行の保健省告示182号「**栄養表示**」、同219号「**栄養表示（第2版）**」、同392号「**栄養表示（第3版）**」を廃止した上で、新たに定めるもの。
- 栄養表示を求める食品の種類に加除があり、例えば、保健省告示447号「健康強調表示を有する食品」（後述）に従って健康強調表示を行う食品については、保健省告示445号「**栄養表示**」にも従うこととなった。
- 栄養表示の様式や記載内容などが変更されている。

2. 保健省告示446号「**栄養ラベルとGDAに基づくエネルギー、糖分、脂質、ナトリウム値の表示を課す食品（第2版）**」

- （A）義務的に表示を求めるもののうち、（3）のさらに一部の食品に求めるGDA表示について規定。現行の保健省告示第394号「**栄養ラベルとGDAに基づくエネルギー、糖分、脂質、ナトリウム値の表示を課す食品**」の一部を改正し、GDA表示が求められる食品の栄養表示〔（2）一部の食品に求められる栄養表示〕については、保健省告示445号「**栄養表示**」の規定に従うとしている。
- GDA表示そのものの様式や記載内容には変更はない。

3. 保健省告示447号「**健康強調表示を有する食品**」

- （B）の任意で表示できるもののうち、健康強調表示について規定。従来は告示レベルではなく、FDA発行のマニュアル「**健康強調表示の申請**」の中で規定していたが、これを保健省告示に格上げし、条件や手続きなどを定めている。
- 健康強調表示の中には、いわゆる「**機能性表示**」も含まれる。FDAは日本の機能性表示食品の制度も参考に検討を進めていた（[2022年11月10日記事参照](#)）。

4. 保健省告示448号「**栄養補助食品（第5版）**」

- 保健省告示293号「**栄養補助食品**」の一部を改正するもの。
- 栄養補助食品に含まれるビタミン、ミネラルの上限値が改訂されるとともに、新たに下限値が設定されている。

- 現行食品法1979年の内容に食品安全等の観点から一定の限界があること等を理由に、タイ政府は食品法の改正案を策定。2019年に意見公募が行われ、食品産業関係者等から意見が募られた。
- 食品法の改正案の成立後、関連の告示が改正される予定。食品医薬品局によると、食品法改正に伴い関連する告示が約50本公布される予定。
- 国会での審議の状況は・・・

食品法改正の目的と主な変更ポイント

- ① 時代に沿ったアップデート
→ 手数料、罰則の引き上げ
- ② 現在すでに行われていることの明文化
→ 広告は現在も規制されているが改正法内で明確化
→ 製造・輸入にかかる審査の迅速化のため外部機関による審査
- ③ 新規の内容
→ 輸出用生産の対象拡大
- ④ 食品カテゴリーの変更

※改正案の内容は2019年の意見公募時点のものであり、その後、修正されている可能性がある。

○手数料引き上げの例

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|---------|--------|---------|
| 食品製造許可証 | 10,000 | 100,000 |
| 食品輸入許可証 | 20,000 | 200,000 |

○罰則引き上げの例

| 項目 | 現行 | 改正案 |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 食品製造、輸入、販売における基準、方法および条件に関する違反 | 10,000バーツ以下の罰金 | 100,000バーツ以下の罰金 |
| ラベル表示に関する違反 | 30,000バーツ以下の罰金 | 300,000バーツ以下の罰金 |
| 食品製造許可証または食品輸入許可証に関する違反 | 3年以下の禁錮もしくは30,000バーツ以下の罰金、またはその併科 | 3年以下の禁錮もしくは300,000バーツ以下の罰金、またはその併科 |

| 日付 | タイ当局の対応（関連するビジネス短信） |
|------------|--|
| 2023年8月25日 | タイFDA、ALPS処理水放出に関するプレスリリース発表 |
| 8月28日 | タイ水産局、ALPS処理水放出に関するコメント発表 |
| 9月25日 | タイFDA、日本からの輸入水産物から放射性物質検出せずと発表 |
| 10月12日 | タイFDA、ホタテを含め日本からの輸入水産物の安全性強調 |
| 10月26日 | タイ原子力庁、日本の輸入水産物から放射性物質検出せずと発表 |
| 11月13日 | タイ水産局、日本からの輸入水産物の検査結果公表、安全と発表 |
| 12月22日 | タイ原子力庁、日本の輸入水産物・食材の安全性強調 |

※ ALPS処理水放出に先立ち、在タイ日本国大使館とジェトロは7月13日、タイFDAを訪問し、ALPS処理水の海洋放出に関する日本側の対応状況を説明。

ビジネス短信
ビジネス短信のコンテンツ一覧 +

タイ原子力庁、日本の輸入水産物・食材の安全性強調

(タイ)

2023年12月28日

添付資料 (159 KB)

タイ高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI) 傘下の原子力庁 (OAP) は2023年12月22日、日本からの輸入水産物や在バンコク日本食レストランが使用する輸入食材の検査結果を発表し、放射性物質は検出されず、安全であることを強調した (仮訳は添付資料参照)。

タイでは、東京電力福島第1原子力発電所のALPS処理水の海洋放出以降、タイ農業協同組合省水産局 (DOF) およびタイ保健省食品医薬品委員会事務局 (FDA) がサンプルを採取し、OAPが放射性物質検査を実施する体制を取っており、その検査結果については各機関が随時発表している。直近では11月13日にDOFが発表していた (2023年11月14日記事参照)。

OAPの発表によれば、これまでに、エビ、魚、イカ、貝類、カニ、海藻類などの輸入水産物120件と、コメ、すし、すき焼きタレ、イクラなど、在バンコク日本食レストランが使用する輸入食材55件の検査を行い、放射性物質は検出されなかった。引き続き監視を継続するとしている。

◀ 2023年12月28日付ビジネス短信

▼ 日本産水産物の安全性を示すタイ語資料 (経産省作成、ジェトロバンコク翻訳)

The infographic contains the following text in Thai:

- 1. รักษาความปลอดภัย** (Safety): อย่านึ่งดื่มโดยคอตเนื่อง มาโดยตลอด ภายใต้คำเกณฑ์ มาตรฐานที่เข้มงวด (Do not drink because it has been safe all the time under strict standards).
- 2. น้ำที่ผ่านการบำบัด** (Treated Water): ด้วยระบบ ALPS ผ่านเกณฑ์มาตรฐาน ความปลอดภัย อย่างครบถ้วนก่อน ที่จะถูกปล่อยออกมา (With ALPS system, meeting safety standards before being released).
- 3. การปล่อยน้ำลงทะเล** (Discharge): ไม่ส่งผลกระทบต่อร่างกายมนุษย์ และสิ่งแวดล้อม (Does not affect human health and the environment).

Additional text: เพื่อความปลอดภัย และมั่นใจในสินค้าประมง อาหารทะเลแสนอร่อย กับในวันดีและวันข้างหน้า (For safety and confidence in seafood products, delicious seafood with you on good days and ahead days).

4. 青果物の場合

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等）について、2019年8月から**保健省告示第386号**が本格施行。タイ国内の青果物の選別・梱包施設は、保健省告示第386号に定められる基準（園地のトレサビリティの確保、残留農薬検査の実施等）を守る必要。外国（日本等）からタイへの輸入の際は、同等以上の基準に基づく規格等の**証明書を提示できるようにする必要**。
- ◆ さらに、2021年10月から**保健省告示第420号**が本格施行されたことに伴い、**これまで証明書が求められていなかった品目についても、同号に定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書が必要**。



**【参考】
日本からの輸入に
使用可能な証明書の例**

- ・ 農林水産省・都道府県庁発行の証明書
- ・ JFS規格（タイ向け規格、JFS-B、JFS-C）
- ・ GLOBAL G.A.P.
- ・ ASIAGAP
- ・ JGAP
- ・ FSSC22000
- ・ ISO222000
- ・ BRC 等

4-2 青果物の場合（植物防疫）

- ◆ 病害虫の侵入・まん延の防止の観点から、植物防疫関連の規制が存在。
- ◆ タイで輸入可能な品目については、日本で検査を受け、植物検疫証明書を用意し、輸出。
- ◆ 一部品目は、園地、選別・梱包施設について、事前に登録し、指定ラベルを貼る等し、輸出する必要。
一部品目は、タイから検査官を招聘し、日本・タイの合同検査を受ける等し、輸出する必要。
- ◆ タイの輸入通関において、病害虫が付着していないか等の検査があり得る。
- ◆ -17.8℃以下で冷凍処理を行った青果物については、事前登録や合同検査等は不要となる。

日本から**輸入可能**

輸出の都度、日本で検査を受け、**植物検疫証明書**を用意

園地、選別・梱包施設の**事前登録等**

- ・柿
- ・なす
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

日本・タイの**合同検査**

- ・キュウリ・メロン
- ・スイカ・トマト
- ・ミカン

(※輸出実績次第で都度検査不要)

- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・ブドウ
- ・イチゴ

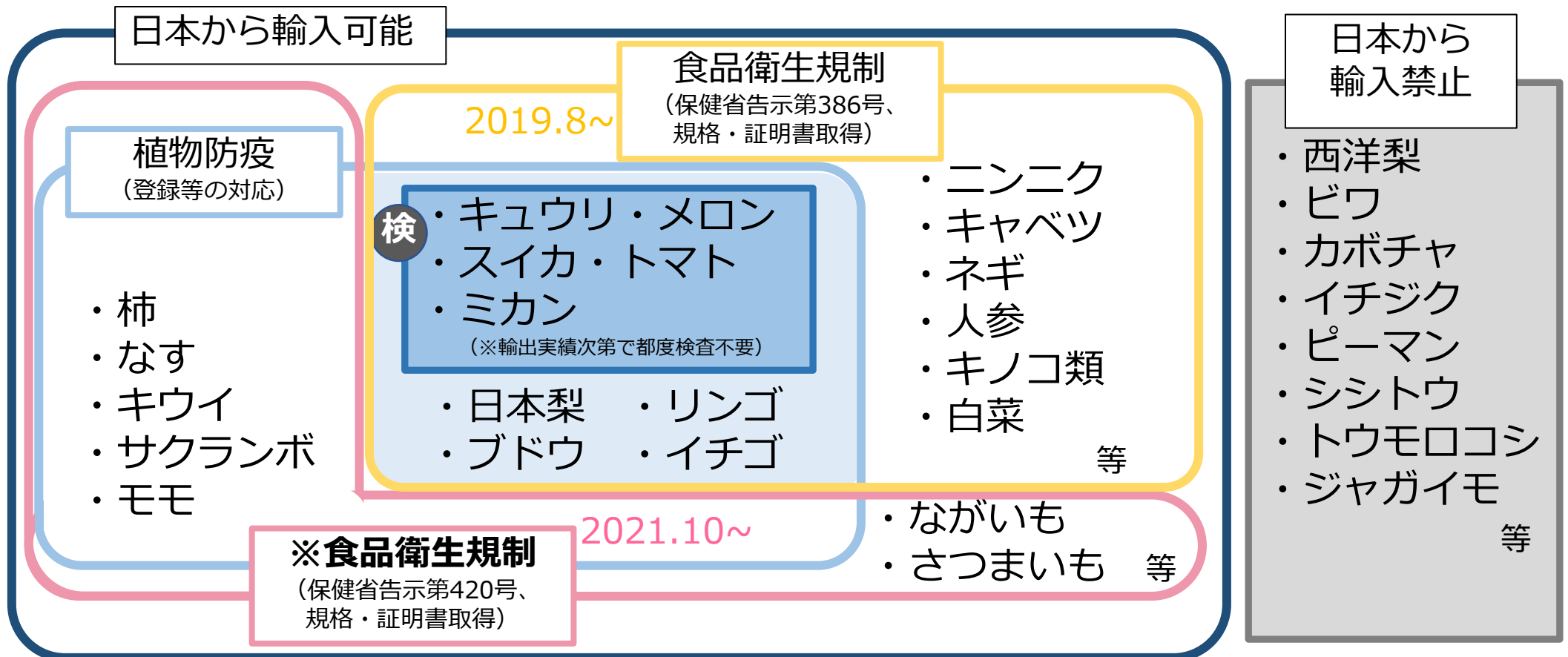
- ・ニンニク
 - ・キャベツ
 - ・ネギ
 - ・人参
 - ・キノコ類
 - ・白菜
 - ・ながいも
 - ・さつまいも
- 等

日本から**輸入禁止**

- ・西洋梨
 - ・ビワ
 - ・カボチャ
 - ・イチジク
 - ・ピーマン
 - ・シシトウ
 - ・トウモロコシ
 - ・ジャガイモ
- 等

※輸入解禁に向けては、日本の産地の要望等を踏まえて、日本政府がタイ政府に要請を行う。タイ政府内でのリスク分析、輸入条件設定等が必要となり、長期間を要することが見込まれる。

- ◆ 植物防疫の観点、食品安全（残留農薬、GMP証明書等）の観点からの2種類の規制が存在。
- ◆ タイへの輸入時等に残留農薬検査が行われる可能性あり。



出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

- ◆ 違反が発覚した場合は、①輸出者名等についてタイ保健省ウェブサイトで公表、②次回以降の輸入時に輸入者負担での残留農薬検査の実施、③食品法に基づく罰則の適用等が行われ得る。

【参考】違反が発覚した場合の措置の例

1. very high riskリストに輸出者名等が掲載され、タイ保健省ウェブサイトで公表
2. 次回以降の輸入時、輸入者負担での指定機関での検査（、又はCOAの提示）が必須
3. 食品法に規定される罰則が輸入者（や販売者）に適用

例：5万バーツ以下の罰金刑、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑
又は併科

※ 1 及び 2 の措置は、3回連続で基準値内での輸入が行われると、解除

【参考】残留農薬検査に関する詳細（農林水産省ウェブサイト）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html#thai_safety_regs01

◆ 海港では頻繁に、空港では時々、通関時にサンプル抽出（2kg程度）が行われ、簡易テストキットによる検査や、検査分析機関による検査等が実施されている。

【参考】 タイにおける輸入時の残留農薬検査の概要（2020年8月1日開始） ※

| | | |
|------------------------------|---|--|
| <p>Very High Risk</p> | <p>問題が検出されたリストに 含まれている (特定事業者の) 野菜・果物</p> | <ul style="list-style-type: none"> 過去に問題が検出された成分について、①輸入者負担でタイの指定検査機関での検査、又は、②輸入元国（日本等）での検査+検査分析証明書（COA）の提示。 問題がないことが確認できるまで商品流通は不可。 |
| <p>High Risk</p> | <p>タイ政府指定の品目 ※定期見直し</p> <p>野菜：ハウレンソウ、セロリ、 コリアンダー、カイラン、 スナップエンドウ 果物：ライチ、サクランボ、ザクロ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①タイ政府によるサンプル抽出+分析機関による134成分の検査の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で指定成分（5～16成分）の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。 |
| <p>Low Risk</p> | <p>上記以外</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①タイ政府によるサンプル抽出+検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた検査（問題が確認された場合は分析機関による134成分の検査）の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で134成分の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。 |

5. 関税関係（JTEPA、RCEP等）

日タイ経済連携協定（JTEPA）の重要性

- 現在、日本からの農産物・食品については、**日タイ経済連携協定（JTEPA）等**の適用を受けることで、減税又は免税でのタイでの輸入が可能。タイ国内での価格競争力を有するため、**バイヤーから利用を求められるケースも**。
- JTEPAの適用には、日本商工会議所が発行する「**特定原産地証明書**」が必要。原料の一部に日本産以外のものを利用する場合等は、事前に適用の可否を確認することを推奨。
- なお、**茶や米など関税割当設定のある一部品目**については、事前に割当枠の取得が必要（割当外での輸入はJTEPA非適用）

○主な品目のJTEPA適用による関税率（2021年12月現在）

| 品目 | 米 | 牛肉 | 茶 | 野菜 (甘藷) | 果実 (桃) | 菓子 (ケーキ) | 日本酒 |
|-------|------|------|------|------------|-----------|-------------|------|
| 通常関税 | 52 % | 50 % | 90 % | 40 % | 40 % | 40 % | 60 % |
| JTEPA | 0 % | 0 % | 0 % | 0 % | 0 % | 0 % | 0 % |
| 関税割当 | あり | — | あり | — | — | — | — |

JTEPAが適用できない場合、小売価格に大きな差が生じる
 （一部輸入業者では、JTEPA適用を取引条件に設定することもあり）

◆ 2022年3月18日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0ac64ff89a9176bb.html>)

日本の農林水産省は、2022年1月1日にタイや日本を含む10カ国で発効（2月1日に韓国、3月18日にマレーシアでも発効）した、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（[2022年1月6日記事参照](#)）の利用について、日本産食品の輸出促進の観点から解説したセミナーの資料を、[同省ウェブサイト](#)に公開した。

日本とタイの間ではすでに[日タイ経済連携協定（JTEPA）](#)などが締結されており、日本の農林水産物・食品のタイ向け輸出に関しては、RCEPを活用した場合の関税率は既結EPAの範囲内となっている（農林水産省ウェブサイト「[RCEP農林水産品輸出関連の主な合意内容](#)」を参照）。

他方、**RCEPの活用には、JTEPAなどにはないメリットもある**。具体的には、以下のとおり。

1. RCEPでは、締約国産の原材料を日本産原材料とみなすことが可能（累積）。**中国産および韓国産の原材料は、既存のEPAでは日本産原材料とみなされないが、RCEPでは日本産原材料とみなして使用できるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大**。
2. RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほか、経済産業省から認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を発給する**認定輸出者制度**を採用。認定時には登録免許税が必要となるが、その後は自ら原産地証明書を発給できるため、**継続的に輸出を行う場合には費用・時間を節約できる可能性**がある。
3. RCEPでは可能な限り、48時間以内の貨物の通関（生鮮食品などの腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

詳しくは、セミナー資料のほか、税関ウェブサイト「[RCEP協定原産地規則について（原産地規則ポータル）](#)」、ジェトロ作成の「[RCEP協定解説書](#)」、および農林水産省ウェブサイト「[EPA利用早わかりサイト](#)」を参照のこと。

○2国間EPA、日ASEAN・EPA、CPTPPとは異なる**新たなEPA**
 ○既存のEPAと関税率は同じでも、**RCEPの強みを活かすことで、ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会を拡大**

☞RCEPでは、中国や韓国も参加しているため、**中国産や韓国産の原材料を使ってもEPAの利用が可能**

RCEPでは、ASEAN加盟国、中国、韓国、豪州、NZの材料を日本産材料とみなすことが可能（累積）。中国産や韓国産など既存のEPAでは日本産材料とみなされない材料もRCEPでは日本産材料とみなされるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大

| | 日タイ | 日ASEAN | RCEP |
|---------|----------------|--------------------|---|
| 累積可能な国数 | 2か国 (日本+タイ) | 11か国 (日本+ASEAN) | 15か国 (日本+ASEAN+ 中国+韓国+豪州+NZ) |

●タイ向け輸出の場合

| | 関税率 (MFN) | 2022年 日タイ 関税率 | 2022年 日ASEAN 関税率 | 2022年 RCEP 関税率 |
|---------------|-------------------------------|---------------------|------------------------|----------------------|
| りんご | 10.0%又は 3.0THB/kgの 高い方 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| ぶどう | 30.0%又は 15.0THB/kgの 高い方 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| ソース混合調味料 | 5.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 豆腐入り 即席味噌汁 | 10.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

☞RCEPでは、認定輸出者自己証明を使えば、**自分で証明書の作成が可能のため、即日発給も可能**

RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を発給する認定輸出者自己証明を採用。既存のEPAでは、原産地証明書の取得に時間・費用を要していたが、RCEPでは自ら発給すればコストがかからない上、即日発給も可能なため、急な注文でもEPAの利用が可能。

| | 日タイ | 日ASEAN | RCEP |
|------|-------|--------|--|
| 証明方法 | 第三者証明 | 第三者証明 | ・ 第三者証明 ・ 認定輸出者自己証明 ・ 自己申告* |

| | 第三者証明 | 認定輸出者自己証明 |
|------|------------------------------|--|
| 概要 | 日本商工会議所が 証明書を発給 | 経済産業省の認定を受けた 輸出者が証明書を発給 |
| 発給時間 | 最短翌日以降 | 即日発給可能 |
| 発給費用 | 基本料2000円 +数量加算(1製品500円) | 無料 (認定時に登録免許税9万円が必要) |
| 特徴 | ・日商が確認する安心感 ・発給に費用や時間がかかる | ・即日発給可能 ・発給費用無料(登録免許税が必要) ・日商の確認なし |

※自己申告は、豪州とNZへ輸出する場合のみ利用可。

(出所) 農林水産省：～RCEP協定を利用した日本産食品の輸出促進に向けて～令和3年度第2回グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会全体会合配布資料

(https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/document/attach/pdf/r3_zentai2_haifu-5.pdf)

◆ 2022年12月13日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/87bdf0d3b6f75dff.html>)

日本の農林水産省と経済産業省は12月6日、経済連携協定（EPA）を利用して青果物などを輸出する際の特定原産地証明書の国内発給手続きを簡素化したと発表した（[農林水産省](#)、[経済産業省](#)）。日本からタイ向けに輸出する場合、日タイ経済連携協定（JTEPA）、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が対象となる。

EPA特惠税率を利用して日本産品を輸出するには、輸出業者は日本商工会議所から、輸出産品が日本原産との原産品判定を受けて、特定原産地証明書の発給を受ける必要がある。

これまでは、日本原産との原産品判定を受けるには、輸出業者は署名入りの生産証明書または青果物などの購入先から入手した仕入書などを日本商工会議所に提出することが求められ、その場合には生産者の氏名や住所などの生産者情報も併せて提出する必要があった。今回の手続き簡素化により、仕入書などを活用する場合、これまで必要とされていた生産者情報の提出が不要となり、県名などの原産地情報の記載があれば、日本原産との原産品判定が可能となった。

また、2回目以降の輸出では、日本原産と一度判定された産品と同一の原産地の産品であれば、再度の原産品判定を行うことなく、過去の判定結果を利用して特定原産地証明書の発給申請が可能。

対象品目は、HSコード 7類（野菜）、8類（果実）、9類（茶等）、10類（コメ等穀物）、11類（米粉等）。

詳しくは、農林水産省ウェブサイト「[EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！](#)」を参照。

生鮮野菜や果実は仕入書等の原産地情報でEPA利用手続きが可能となります。

EPAの利用手続

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、輸出者は日本商工会議所に、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類を提出して原産品判定を受けた上で、**第一種特定原産地証明書の発給申請**を行う必要があります。

日本商工会議所では、原産品判定に当たって、必要に応じて生産者情報を確認します。

生鮮野菜や果実について、協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として仕入書等を利用する場合、仕入書等の原産地表示に基づき第一種特定原産地証明書の発給手続きが可能となります。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

農林商事 様

令和4年9月〇日

(株) 野菜果物 様

住所：東京都〇〇区〇〇
電話：03-0000-0000
担当：野菜 太郎

仕入書

| 商品名 | 原産地 | 数量 | 単価 | 仕入 |
|-----|-----|----|----|------|
| りんご | 青森 | 〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| メロン | 静岡 | 〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| ぶどう | 山梨 | 〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 春菊 | 千葉 | 〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 合計 | | | | 〇〇〇〇 |

仕入書等の原産地で判定

- ・青森県産りんご
- ・静岡県産メロン
- ・長野県産ぶどう
- ・千葉県産春菊

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

原産地で判定済みの産品は、過去の判定結果で原産地証明書の発給申請が可能

- ・青森県産りんご (Apple - Aomori)
- ・千葉県産春菊 (Garland Chrysanthemum - Chiba)

| INVOICE | | | | |
|---|---------|----------------------------|------------------|--------|
| Seller Hanako Yasai Overseas Business Div. | | Date 2022/10/〇 | | |
| Invoice No. ***** | | Shipped Per AIR FREIGHT | | |
| Terms of Payment T/T Remittance | | Trade terms | | |
| Remarks | | | | |
| Description | HS Code | Quantity | Unit Price (JPY) | Amount |
| 1. Apple - Aomori | 080810 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 2. Melon - Hokkaido | 080719 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 3. Grape - Nagano | 080610 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 4. Garland Chrysanthemum - Chiba | 070999 | 〇 | 〇 | 〇 |
| Number of piece: 〇 | | Signature | | |
| Net weight(Kg) 〇 | | Total amount JPY 〇〇 | | |

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります。このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

(注) 当該輸出産品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

(出所) 農林水産省ウェブサイト「EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！」添付資料より (https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/EPA/epa_co_shutoku.html)

6. 参考資料、JETROサービス等

- ◆ タイへの食品輸入等に関する[情報を一元化](#)。
- ◆ 各種レポート、ビジネス短信一覧、日本食レストラン調査等を掲載。[ブックマークを!](#)

農林水産物・食品の輸出支援ポータル

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

タイ・バンコク



日本からのタイ向け農林水産物・食品輸出の実績は増加傾向にあり、2022年は506億円、世界8番目の輸出額で、前年の441億円から14.9%増加しました。また、タイにおける日本食レストランも増加を続けています。2023年にジェトロが行った日本食レストラン調査によれば、タイには5,751店舗の日本食レストランが確認されており、2018年と比較すると、バンコク、バンコク近郊5県、その他の地方で、それぞれ1.5倍、2.2倍、2.5倍に増加しており、全体の店舗数は1.9倍に増加しています。

一方、タイにおいては近年、新たな食衛生関係の規制が度々発出され、より高い衛生水準が求められるようになってきました。こういった規制は、一般にタイ国内の農林水産物・食品のみを対象としたものではなく、海外からタイに輸入される農林水産物・食品も同様に対象になることから、日本からの輸出にも影響があります。

そこで、タイ・バンコクの輸出支援プラットフォームでは、以下の3つの機能を柱に、日本産農林水産物・食品の輸出支援に取り組みることとしています。

1. 輸入規制目安「タイ向け輸出相談窓口」の設け
2. 新規規制情報収集・周知機能
3. 調査・レポート作成機能

● [タイにおける日本産農林水産物・食品の輸出支援プラットフォームについての詳細](#) (1.0MB)

個別に相談したい | タイ向け輸出相談窓口

在タイ日本国大使館及びジェトロ・バンコク事務所は2022年8月2日、日本産農林水産物・食品の輸出に取り組み事業者の支援を行う「輸出支援プラットフォーム」の相談窓口を設けました。タイ側輸入規制への対応をはじめ、輸入事業者等から解決を要する案件を受け付け、円滑なタイへの輸入貢献を担います。ご相談は無料です。

お申込み方法



ご相談はメールでお受け致します。

E-mail: [ThaiPF_Japanfood\(at\)jetro.go.jp](mailto:ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp)
(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日は除く）とさせていただきます。
- ご相談には受け付け期に対応しております。内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

相談のイメージ: ○○を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
△△の規制内容の詳細を知りたい。

● [Privacy Policy](#)

最新情報が知りたい | カントリーレポート・ビジネス短信

最新のタイ市場や輸入規制等に関する情報はこちらをご覧ください。

カントリーレポート

● 全体レポート (2024年1月更新) (4.9MB)

ビジネス短信

2024年2月1日 タイ保健省、食品表示などに関する新告示4本を7月に施行(タイ)

深堀レポート

- タイ向け日本産農林水産物・食品の輸出増加品目に係る調査
- タイ輸入における青果物・畜産物の輸入検査実態調査
- タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査(タイ) (4.9MB)

● [過去の調査レポート全編](#)

タイ国日本食レストラン調査

タイにおける日本食レストランの店舗数の推移や今後の見通しなどについてまとめています。

- 2023年度
- 2022年度
- 2021年度

輸入規制・手続きを知りたい

● [タイの食品輸入規制等について \(※基礎的な情報\) \(2023年11月更新\)](#) (3.4MB)

タイの食品輸入規制の概要をまとめた資料です。全体像や求められるGMP証明書など基礎的な情報をまとめていますので、まずはこちらをご覧ください。

● [タイにおける食品規制及び手続ガイドブック](#)

主にタイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックです。タイにおける食品カテゴリー・必要な書類、食品添加物等の規制、製造基準に関する規制、植物検疫・動物検疫など、多くの情報をまとめています。

● [日本からの輸出に関する制度 \(品目別\)](#)

日本からタイに農林水産物・食品を輸出するにあたり、タイの輸入に関する諸規制を、品目、項目ごとに調べることができます。

● [タイの関連法規](#)

タイの食品輸入規制等に関する関連法規 (告示等) の日本語訳を掲載しています。

タイ向け輸出に関するオンライン商談会 — 参加者募集のご案内

ジェトロでは、タイ向け輸出にご関心のある事業者の皆さまにタイバイヤーとの商談機会をご提供するため、オンライン商談会を開催します。本オンライン商談会では、商品サンプルをタイバイヤーの手元まで配送するとともに、商談には日本語・タイ語通訳が同席します。商談会の概要や申込方法などの詳細は、ご案内チラシ (861KB) をご参照ください。

※今年度の募集は終了しました。

ウェブサイト、QR

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>



輸入規制・手続きを知りたい

▶ タイの食品輸入規制等について（※基礎的な情報）（2023年11月更新）📄 (3.4MB)

タイの食品輸入規制の概要をまとめた資料です。全体像や求められるGMP証明書など基礎的な情報をまとめていますので、まずはこちらをご覧ください。

▶ タイにおける食品規制及び手続ガイドブック

主にタイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックです。タイにおける食品カテゴリー・必要な書類、食品添加物等の規制、製造基準に関する規制、植物検疫・動物検疫など、多くの情報をまとめています。

▶ 日本からの輸出に関する制度（品目別）

日本からタイに農林水産物・食品を輸出するにあたり、タイの輸入に関する諸規制を、品目、項目ごとに調べることができます。

▶ タイの関連法規

タイの食品輸入規制等に関する関連法規（告示等）の日本語仮訳を掲載しています。

ウェブサイト、QR

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>



<ビジネス短信（タイ(農林水産物・食品))>

FDAの新告示等を含め、最新の情報を記事の形で配信。概ねひと月に4本程度

URL: <https://www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/asia/th/foods/>

農林水産物・食品の輸出支援ポータル

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

最新ニュース（ビジネス短信から）



| | |
|-------------|--|
| 2024年2月1日 | タイ保健省、食品表示などに関する新告示4本を7月に施行(タイ) |
| 2024年1月11日 | タイの日本食レストランは増加を続け5,751店舗に、ラーメンなど伸長(タイ) |
| 2024年1月4日 | タイ商務省、茶などの2024年第1回関税割当申請のスケジュール公表(タイ) |
| 2023年12月28日 | タイ原子力庁、日本の輸入水産物・食材の安全性強調(タイ) |
| 2023年12月27日 | タイ向け食品輸出に必要なGMP証明書の英訳に関する注意点(タイ、日本) |
| 2023年12月14日 | タイのテレビ局、日本産ホタテをテーマに料理対決番組放送(タイ) |
| 2023年12月11日 | 保健省、食品添加物の使用基準に関する新告示を施行(タイ) |
| 2023年11月30日 | タイ商務省、2023年第3回茶の関税割当結果を発表(タイ) |
| 2023年11月28日 | タイで天然着色料クチナシ黄が使用可能に(タイ) |
| 2023年11月24日 | タイ輸出支援プラットフォーム、食品の模倣品対策の相談窓口を初設置(タイ) |
| 2023年11月14日 | タイ水産局、日本からの輸入水産物の検査結果公表、安全と発表(タイ) |
| 2023年10月27日 | タイ原子力庁、日本の輸入水産物から放射性物質検出せずと発表(タイ) |
| 2023年10月17日 | タイFDA、ホタテを含め日本からの輸入水産物の安全性強調(タイ) |
| 2023年10月11日 | 2023年のタイの菜食週間、10月15日から23日まで開催(タイ) |
| 2023年9月28日 | 商務省、乳製品の関税割当数量の改正案に意見公募(タイ) |
| 2023年9月26日 | タイFDA、日本からの輸入水産物から放射性物質検出せずと発表(タイ) |
| 2023年9月21日 | タイFDA、優良輸入業者の通関検査を大幅に簡素化(タイ) |

ビジネス短信

ビジネス短信のコンテンツ一覧

タイ保健省、食品表示などに関する新告示4本を7月に施行(タイ)



バンコク発

2024年02月01日

タイ保健省食品・医薬品局（FDA）は1月5日、食品表示などに関する新たな保健省告示4本を官報に掲載するとともに、新告示4本の概要や従来との変更点を説明する資料 [PDF](#) をFDAウェブサイトに掲載 [PDF](#) した。新告示はいずれも7月2日の施行となるが、施行日より前にFDAが承認した販売目的の食品については、施行日から3年間（2027年7月1日まで）は商品を引き続き販売することが可能となっている。

2月14日にはFDAによるオンライン説明会が開催される [PDF](#) 予定。

タイの食品表示制度は、(A) 義務的に表示を求めるもの、(B) 任意で表示できるものの2つに大別される。このうち (A) には、(1) 包装された食品全てに求めるラベル表示、(2) (1) に加えて、一部の食品に求める栄養表示、(3) (2) に加えて、さらに一部の食品に求めるGDA (Guideline Daily Amount) 表示、(4) その他の各種表示などがある。(B) の任意で表示できるものには、健康強調表示をはじめ複数のものがある。

新告示のポイントはそれぞれ次のとおり。

1. 保健省告示445号「栄養表示 [PDF](#)」(日本語訳は後日掲載予定)

- (A) 義務的に表示を求めるもののうち、(2) の一部の食品に求める栄養表示について規定。現行の保健省告示182号「栄養表示 [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#))、同219号「栄養表示(第2版) [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#))、同392号「栄養表示(第3版) [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#)) を廃止した上で、新たに定めるもの。
- 栄養表示を求める食品の種類に追加があり、例えば、保健省告示447号「健康強調表示を有する食品」(後述)に従って健康強調表示を行う食品については、保健省告示445号「栄養表示」にも従うこととなった。
- 栄養表示の様式や記載内容などが変更されている。

2. 保健省告示446号「栄養ラベルとGDAに基づくエネルギー、糖分、脂質、ナトリウム値の表示を課す食品(第2版) [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#)、日本語訳は後日掲載予定)

- (A) 義務的に表示を求めるもののうち、(3) のさらに一部の食品に求めるGDA表示について規定。現行の保健省告示394号「栄養ラベルとGDAに基づくエネルギー、糖分、脂質、ナトリウム値の表示を課す食品 [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#)) の一部を改正し、GDA表示が求められる食品の栄養表示((2) 一部の食品に求められる栄養表示) については、保健省告示445号「栄養表示」の規定に従うとしている。
- GDA表示そのものの様式や記載内容には変更はない。

3. 保健省告示447号「健康強調表示を有する食品 [PDF](#)」(日本語訳は後日掲載予定)

- (B) の任意で表示できるものうち、健康強調表示について規定。従来は告示レベルではなく、FDA発行のマニユアル「健康強調表示の申請 [PDF](#)」の中で規定していたが、これを保健省告示に格上げし、条件や手続きなどを定めている。
- 健康強調表示の中には、いわゆる「機能性表示」も含まれる。FDAは日本の機能性表示食品の制度も参考に検討を進めていた(2022年11月10日記事参照)。

4. 保健省告示448号「栄養補助食品(第5版) [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#)) (日本語訳は後日掲載予定)

- 保健省告示293号「栄養補助食品 [PDF](#)」(英語訳 [PDF](#)) の一部を改正するもの。
- 栄養補助食品に含まれるビタミン、ミネラルの上限值が改訂されるとともに、新たに下限値が設定されている。

- ◆ タイへの農林水産物・食品の輸出に関する基本的な事項をまとめた「全体レポート」を公開。
- ◆ 「深掘りレポート」として、「タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査」を公開。特に、タイ向け輸出に存在感を増している韓国産食品・農産物、いちごを対象に、商流、ブランディング、プロモーション手法等を調査。
- ◆ 他にも青果物・畜産物の輸入検査実態に係る調査レポートも公表。いずれもプラットフォームウェブサイトに掲載。

全体レポートの例

日本からタイへの輸出状況 | その他の主な品目の輸出額の推移

日本からタイへの農産物・食品輸出額 (百万円)

タイの日本産食品市場 | 日本産食品・食材の流通

輸出業者 ← メーカー

輸入業者 ← 卸売業者

消費者 ← 食品製造 ← 小売 ← 飲食

タイ国内

多岐に渡る機能を担う

所得層

| 所得層 | 人口(百万人) | 人口割合(%) | 平均所得(万円) | 人口割合(%) | 平均所得(万円) | 人口割合(%) | 平均所得(万円) |
|-------|------------------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|
| 低所得層 | 1万バ | 8.6 | 17.2 | 8.0 | 4.7 | 5.0 | 7.5 |
| 中間層 | 10,00 | 2.0 | 4.2 | 1.3 | 1.3 | 1.1 | 1.7 |
| 中上流層 | 30,00 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 上流層 | 50,001~100,000バツ | 8.6 | 17.2 | 8.0 | 4.7 | 5.0 | 7.5 |
| 富裕層 | 100,001バツ以上 | 2.0 | 4.2 | 1.3 | 1.3 | 1.1 | 1.7 |
| 合計(%) | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査

主な調査項目

- 1) タイにおける韓国食品・青果物の流通状況
- 2) 韓国産いちご生産・輸出・販売に関する韓国政府の支援
- 4) 韓国産いちごの品種および品質管理
- 5) いちご輸出促進に関する韓国政府関連機関の概要
- 6) 韓国産食品認知度向上・青果物販売促進に向けた活動
- 7) 韓国産食品・青果物販売促進に向けた活動
- 8) 韓国産及び他国産いちごへの評価ヒアリング 等

| 評価項目 | 日本産 | 韓国産 | オーストラリア産 | タイ産 |
|---------------------------|-----|-----|----------|-----|
| 1. 商品自体の評価項目: | | | | |
| 1.1 食味: | 4.8 | 4.1 | 3.1 | 3.4 |
| 1.2 外観: | 4.8 | 4.5 | 3.8 | 2.8 |
| 1.3 パッケージング: | 4.6 | 4.4 | 3.5 | 2.8 |
| 1.4 コストパフォーマンス: | 3.8 | 4.5 | 4.5 | 4.0 |
| 2. マーケティング関連の評価項目: | | | | |
| 2.1 販売プロモーション: | 2.5 | 4.9 | 2.3 | 2.3 |
| 2.2 ブランディング: | 4.0 | 4.5 | 2.3 | 2.7 |

【表】輸入業者4社による各国産いちごに対する評価（調査結果より抜粋）

- ◆ 2022年8月2日、タイ輸出支援プラットフォーム専用の相談窓口を設置し、メールで受け付け。
- ◆ タイからの相談はもちろん、日本からの相談も受け付け。
- ◆ これまでに相談多数。輸入事業者、小売り事業者のほか、食品製造事業者や地方自治体からも。

(URL) <https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>

お申込み方法



ご相談はメールでお受け致します。

E-mail: ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp

(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日を除く）とさせていただきます。
- ご相談には受け付け順に対応しております。
内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

相談のイメージ： ○○を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
 △△の規制内容の詳細を知りたい。

 [Privacy Policy](#)

ブリーフィング



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- オンラインで1時間程度面談。タイ市場の状況や規制について解説。

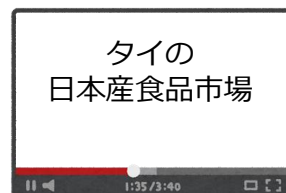
e-mail相談



<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator>

- 最寄りのジェトロから申込み。
- タイ市場における類似商品の状況等、簡単なレポートをe-mailで提供。

参考動画



<https://youtu.be/3WNXu2A5y1c>

- 2021年4月時点のタイの食品市場の様子等を動画で配信。

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）